

佐賀県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成二十一年五月一日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	廃止年月日
黒岩医院	唐津市相知町相知一六二八番地三	平成二一・一・一
大庭医院	佐賀市紺屋町四番二三号	平成二一・一・一六
柳屋薬局	佐賀市松原三丁目三番八号	平成二〇・一一・二六